

○桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付要綱

(平成9年4月1日施行)

改正 平成29年4月1日 平成29年7月1日

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市を代表して全国規模のスポーツ又は文化芸術の大会等に出場する個人又は団体に対し、桐生市スポーツ・文化参加奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、桐生市の住民基本台帳に記録されている者又は桐生市内に所在する団体で、予選(県等の選抜による場合は除く。)を経て、別表に掲げる大会に出場するものとする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

2 桐生市内の高等学校が全国高等学校野球選手権大会又は選抜高等学校野球大会に出場する場合の奨励金の額は、別に定める。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとするものは、桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、大会期日前に市長に提出しなければならない。

(1) 大会実施要項

(2) 出場者名簿

(3) 予選結果

(奨励金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(奨励金の返還等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって奨励金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したとき。

(2) 奨励金の交付申請に係る大会へ出場できなかったとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月1日)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

大会種別	個人申請		団体申請	
	奨励金の額	要件	奨励金の額 (1人につき)	要件
(1) オリンピック・パラリンピック	5万円	桐生市の住民基本台帳に登録されている者	5万円	桐生市の住民基本台帳に登録されている者。ただし、市内の小学校、中学校及び高等学校に在籍する者はこの限りでない。
(2) 世界選手権(海外開催)	3万円		3万円	
(3) 世界選手権(国内開催)	2万円		2万円	
(4) 国際大会	1万円		1万円	
(5) 全国大会	5,000円		5,000円	

備考

- (1) 世界選手権(海外開催)とは、海外において開催される国際オリンピック委員会(IOC)承認の国際競技連盟(IF)が主催する世界選手権大会をいう。
- (2) 世界選手権(国内開催)とは、国内において開催される国際オリンピック委員会(IOC)承認の国際競技連盟(IF)が主催する世界選手権大会をいう。
- (3) 国際大会とは、別表(1)から(3)までに掲げる大会以外の国際大会をいう。ただし、文化芸術部門については、高校生までの学校活動に限る。

様式第1号(第4条関係)

桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付通知書
[別紙参照]